



令和5年度宮崎県消防職員意見発表会
坂口消防士(28歳)が奨励賞を受賞しました

4月13日に日向市中央公民館で開催されました「令和5年度宮崎県消防職員意見発表会」で、坂口佳志朗消防士が奨励賞(3位)を受賞しました。

この発表会は、職員の自覚と志気の高揚を図り、広く県民に消防行政に対する理解と協力を得るほか、宮崎県消防職員の資質の向上を目指すことを目的に、毎年開催されており、県内の消防職員11名が発表しました。

串間市消防署の坂口消防士は、「伝えることで変えられる未来」と題して、救急救命士として「『想い』をそのままにせず、自分を信じ、責任ある発言と自覚ある行動ができる消防職員を目指し行動し続ける」ことを堂々と発表しました。

「これからも、事故現場や救急車など1分1秒を争う救急現場で適切な処置を行い、市民の命を守る『救急救命士』として活躍できるよう最善を尽くします」と話してくれました。

宮崎県消防職員意見発表会において
奨励賞を頂くことができました。この経験を、
今後の業務に生かしていきたいと思えます。

氏名 坂口 佳志朗
年齢 28歳
勤務歴 7年 ※平成29年4月採用
階級 消防士
熱中していること 「魚釣り」



消防 くしま 119

串間市消防本部庶務係 ☎72-4151

命を守る 住宅用火災警報器 設置してありますか？点検してありますか？

10年経ったら交換を！

宮崎県内すべての住宅に住宅用火災警報器が義務付けられました。平成23年6月1日から令和5年6月1日で12年が経過しました。
※住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を検知しなくなることがありますので、機器本体を取り替えましょう。

| ■設置する場所(例) | ■点検方法 |
|--|---|
| 設置が必要な場所は、寝室・階段等です。 ※階段は、寝室が2階以上にある場合に必要です。 | ひもを引っ張ったり、ボタンを長押しすると、音声などで正常に作動するかどうかを知らせてくれます。 |

WITH 九州一斉 住宅用火災警報器普及啓発キャンペーン実施中！

宮崎県 / 宮崎県消防長会(宮崎県内10消防本部)
宮崎市消防局 / 都城市消防局 / 延岡市消防本部 / 日向市消防本部 / 日南市消防本部 / 西諸広域行政事務組合消防本部 / 串間市消防本部 / 西都市消防本部 / 宮崎県東児湯消防組合消防本部 / 西臼杵広域行政事務組合消防本部
(お問い合わせは、最寄りの消防本部へ)

令和4年度消防長点検を実施しました 1秒でも早く、安全に！～訓練の記録～



3月27日、消防本部訓練場で「消防長点検」を実施しました。消防長点検とは、署員が1年間継続してきた総合的な訓練(救急、火災、救助)を実施し、消防長が点検・評価するものです。

年金 トピック

「特別支給の老齢厚生年金」手続きはお済みですか？

特別支給の老齢厚生年金は、65歳未満の方を対象に①60歳以上であること、②1年以上の厚生年金保険の被保険者期間があること、③老齢基礎年金の資格期間を満たしていること(保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて10年以上あること)の3つの条件を満たしていれば支給されます。

受給権が発生する方には、3カ月前に日本年金機構から「年金請求書」が送付されます。

生年月日に応じて受給開始年齢がそれぞれ異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

未支給年金請求の手続きはお済みですか？

年金受給権者が死亡した月までの年金を受けていない場合、生計を同じくしていたご遺族は未支給年金の請求をすることができます。

請求できる遺族の範囲は、3親等内の親族となっています。順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親族内の親族の順位となります。

請求書は年金の死亡届も兼ねていますので、お早めに手続きをお願いします。

問い合わせ先 市民生活課市民係 ☎72-1117(内線225・226) / 都城年金事務所 ☎0986-23-2571

地球のmessage

ゼロカーボンアクション30

脱炭素社会の実現には、一人一人のライフスタイルの転換が重要です。「ゼロカーボンアクション30」にできるところから取り組んでみましょう。

今回紹介するのは「宅配便は再配達せずに1回で受け取る」です。

宅配便のうち、約11%が再配達となっており、再配達することによって、年間約25.5万トンのCO₂がトラックから排出されています。

月に6回程度の宅配便を再配達せずに受け取った場合、年間で1人当たり7キログラムのCO₂を削減することができます。

再配達を削減するために、時間指定やコンビニ受け取り、宅配ボックスを活用しましょう。

市民生活課生活環境係 ☎72-1356

税 チャンネル

申告を忘れていませんか？

所得の申告は、収入の有無に関わらず、原則として全ての方が手続きを取らなければいけません。

市県民税の課税に関する資料(公的年金支払報告書、給与支払報告書など)のない方や、収入がない方で、申告がお済みでない方(未申告の方)は、市県民税申告書を提出してください。

- なお、未申告の影響としては、
- ・所得証明書が発行されない
 - ・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などが正しく反映されない
 - ・限度額適用認定証の交付ができない
- などがあります。お早めにご確認ください。
※所得の内容によっては、税務署への確定申告が必要な場合があります。

税務課市民税係 ☎72-1112
国保・介護賦課係 ☎72-1114

編集後記

今回の表紙「甘藷の苗植え体験」にお邪魔した際に、子どもたちの手際の良さにとってもビックリしました。話を聞くと家で甘藷を作ってお手伝いしていると話してくれて「さすが串間が誇る甘藷の産地だな」と感動しました。家庭でできるSDGsの取り組みの1つとして串間産の食材を使い生産者の方々に感謝したいと思います。(た)

広報くしまに関する
ご意見・ご感想は
こちらから▼



公式LINE ▼



KUSHIDELIGRAM ▼



94MAX ▼

